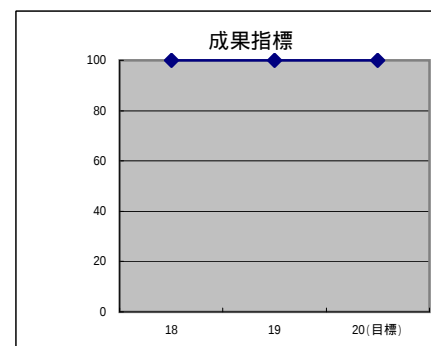
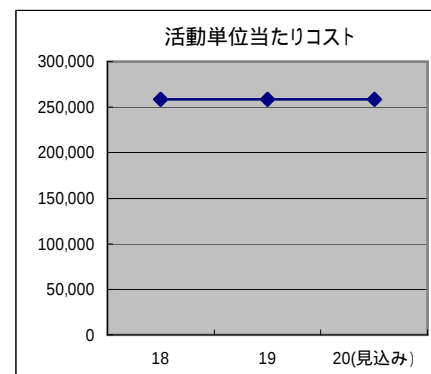


事務事業名		人権相談事業		予算科目	会計	1	一般会計	
					款	3	民生費	
					項	1	社会福祉費	
					目	7	人権施策費	
					事業	3	人権擁護推進	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	4	魅力ある地域社会を拓く活力あるまち					
	施策(節)	1	平和意識・人権尊重					
	施策の方向	(2)	人権教育・人権啓発の推進		作成部署	市民人権部人権推進課		
関連する計画等				連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1053			
事業の目的								
対象(誰を・何を)								
「人権相談」をはじめとする相談を依頼されてきた市民								
意図(どういう状態にしたいのか)								
相談内容を聞き取り、人権擁護委員や関係各機関との連絡調整をし、問題の早期解決をめざす。								
事業の内容								
人権相談は本来、法務局や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担うが、直接市の窓口に来られたり、電話により相談をされる市民の対応は、人権推進課職員が一旦相談を受け、必要に応じて関係機関につなげていく。また、実際に関係する機関や庁内各担当などと連携し、解決方法を調整することもある。								
・人権相談は毎月第3金曜日の14時～16時に開催している(偶数月は市役所・奇数月は陵南の森)								
上記以外は人権推進課の職員が随時対応している。								
根拠法令等		人権擁護委員法						
事業開始時期		☐ 昭和 ☐ 平成 年 月開始 ☒ 明確にはわからない		終了年度	平成 年度			
事業開始時からの状況変化		人権相談内容は、年々複雑・多様化している。						
市民や議会の要望								
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 外郭団体委託 名称		委託内容				
		☐ 民間委託						

区 分		18年度	19年度	20年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		0	0	0
人件費【2】 (千円)		3,360	3,360	3,360
職員数	正規職員	0.40 人	0.40 人	0.40 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		3,360	3,360	3,360
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	3,360	3,360	3,360
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		18年度	19年度	20年度(目標)
人権相談所開設回数 回		13	13	13
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】)		258,462 円	258,462 円	258,462 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		28 円	28 円	28 円



成果指標	指標名		指標設定の考え方		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	式)	対応件数 ÷ 依頼数 × 100	相談の依頼に対し、どれだけ対応できたか	目標	100	100	達成率(%)
				実績	100	100	100.0%
	式)			目標			達成率(%)
				実績			

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	市民の人権擁護のために人権相談事業を実施することは、市の責務である。
		○		○		○					

視点	分析のためのチェック点			分析・評価の説明		
	はい	いいえ	該当なし			
妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	人権侵害等に関わる相談は少ない方がいいが、市民からのニーズがわずかでも存在する限り、社会的弱者のセーフティネットとして実施する必要がある。	
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒		
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐		
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒		
	国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒		
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐		
	緊急性が認められる	☒	☐	☐		
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	人権相談業務は本来、法務局及び法務大臣から委嘱された人権擁護委員が担っているが、市の窓口に来られた場合には職員自らが相談に当たるなど、最小限のコストで運営している。	
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐		
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐		
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐		
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐		
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	人権侵害等が発生した際の適切な人権保護・救済をはじめ、問題解決への貢献度は高い。	
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐		
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐		
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐		
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	市民との協働性については該当しない。	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	相談の依頼に関しては、適切に対応できている。	
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐		
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐		

担当 部局 評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	直接窓口に来られる方だけでなく電話対応も含め、市の相談事業として継続が必要である。
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)
対応する職員の資質向上のための研修の充実や、適切な人員配置を行う。	